

出 雲 崎 町
通 学 路 交 通 安 全 プ ロ グ ラ ム
～ 通学路の安全確保に関する取組の方針 ～

平成28年 3月

出雲崎町通学路安全対策協議会

1 プログラムの目的

平成24年度に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省からの通知を踏まえ、平成24年8月に道路を管理する国、県、町及び所轄警察署、並びに教育委員会、小学校、PTA等の各機関は連携して緊急合同点検を実施しました。また、点検結果を関係機関で協議し、必要な改善を実施してきたところです。

このような経緯から、関係機関が相互に連携し、通学路の交通安全確保の取り組みを行っていくことを目的として「出雲崎町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき関係機関が連携して、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 出雲崎町通学路安全対策協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「出雲崎町通学路安全対策協議会」(以下「協議会」といいます。)を設置しました。

- 協議会構成団体
 - ・ 出雲崎町教育委員会 教育課
 - ・ 出雲崎町総務課
 - ・ 出雲崎町建設課
 - ・ 与板警察署
 - ・ 国土交通省長岡国道事務所
 - ・ 長岡地域振興局与板維持管理事務所
 - ・ 小中学校教頭
 - ・ 小中学校PTA代表

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するために、合同点検を行うなど実態把握を行い対策を講じます。対策実施後の効果を検証し、改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上に努めます。(通学路とは、児童等が安全に通学するために利用すべき道路として、校長が指定したものです。)

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 実施方法

① 実態把握と合同点検

○ 実態把握（4月～5月）

- ・小・中学校は、通学路安全点検調査報告書（様式1）に危険箇所の詳細な地図を添付し、危険箇所の実態を報告します。（小・中学校→教育課へ）
- ・危険箇所の把握は、小・中学校が児童・生徒・保護者・町内会等から情報を受け、報告します。
- ・報告のあった危険箇所を整理し、実態を把握します。（教育課→関係機関）

○ 対策の検討（6月～7月）

- ・実態把握で明らかになった対策が必要な箇所について、関係機関が具体的な対策を検討します。

【対策例】

道路管理者 (国、県、町)	<ul style="list-style-type: none">・安全な歩行空間確保のための道路整備・カーブミラーの調整や設置・カラー舗装や区画線などの路面表示・街灯の設置・側溝のふた掛け・その他
交通管理者 (所轄警察)	<ul style="list-style-type: none">・交通安全施設等の整備（道路標識、道路標示、信号機）・交通指導、交通取り締まり・その他
学校・地域等	<ul style="list-style-type: none">・通学路の見直し・児童・生徒への交通安全教育・注意喚起看板等の設置・その他

○ 合同点検の実施（8月）

- ・対策を施す危険箇所において危険度や緊急性の高い箇所については、協議会による合同点検を実施します。
- ・事務局は、関係機関と連携して合同点検実施箇所を選定し、実施日の日程調整を行います。

② 対策の実施（6月～10月）

- ・担当する関係機関が対策を実施します。対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。
- ・対策実施について、関係機関が事務局を通して該当小・中学校に情報提供を行います。

③ 対策効果の検証（11月：通学路安全推進会議）

- ・対策実施箇所が実際に期待した改善につながっているか、児童・生徒の安全が確保

できているかを検証します。

- ・検証方法は、対策実施機関の確認、学校・児童・生徒・町内会等からの聞き取りなどとしします。
- ・対策が進行中、又は対策が完了していない箇所については、進捗状況を確認します。

④ 対策の改善・充実（1月～3月）

- ・対策実施後も合同点検や効果の検証を踏まえ、対策内容の改善・充実を図ります。

4 情報の公開

通学路安全推進会議を受け、「出雲崎町通学路交通安全プログラム」、「対策箇所実施一覧表」及び「対策箇所図」を作成しホームページ等の方法により公表します。